

(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイトワー>新築工事
計画段階配慮書に係る手続について

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 対象要件 | 横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表10 高層建築物の建設 |
| 図書の提出 | 条例第8条第2項 提出日:平成27年7月30日 |
| 図書の縦覧の公告 | 条例第9条第1項 市報公告:平成27年8月14日 (環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで広報) |
| 図書の縦覧 | 条例第9条第1項 縦覧期間:平成27年8月14日～8月28日 縦覧場所:環境創造局環境影響評価課 中区役所区政推進課 (横浜市中央図書館・中図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで配慮書の全文公開を実施) |
| 環境情報提供書の提出 | 条例第10条第1項 提出期間:平成27年8月14日～8月28日 配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。)を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面(以下「環境情報提供書」という。)を提出することができる。 (環境影響評価課ホームページでも環境情報提供書の受付を実施) |
| 配慮市長意見書の作成 | 条例第11条第1項 環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面(以下「配慮市長意見書」という。)を作成し事業者へ送付 |
| 審査会への意見聴取 | 条例第11条第2項 意見聴取依頼:平成27年8月18日 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く |
| 配慮市長意見書の公告・縦覧 | 条例第11条第3項 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧 |